

学位授与並びに単位認定等に関する方針及び規則について

教育推進機構 機構長
(平成 31 年 3 月)

本学は学位授与、成績評価、単位認定等に関する方針について、次のとおり定めている。

学部・研究科の理念・目的を実現するために、授与する学位毎に「学位授与の方針」を定めている。学位授与の方針に基づき、「教育課程の編成・実施方針」を定め、教育課程を体系的に編成し、その内容にふさわしい授業科目を開設している。「アセスメントポリシー」では、教育改善を継続的に実施する目的で、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルの3段階において、学生の学修成果を評価する方針を定めている。

単位修得の認定、成績評価については、学則並びに履修規程に方針を定めている。「シラバス・ガイドライン」を定め、授業科目ごとに成績評価基準と単位認定の方針を記載した「シラバス」を提供している。

これら方針に基づき、厳格かつ適正な成績評価及び単位認定、学位授与を行っており、各種方針と規則はホームページや「学則」、「履修規程」「学位規程」等の規則で公表している。

1. 「学位授与の方針 (DP:ディプロマポリシー)」

学部 : ホームページに公開

大学院 : ホームページに公開

2. 「教育課程の編集及び実施に関する方針 (CP:カリキュラム・ポリシー)」

学部 : ホームページに公開

大学院 : ホームページに公開

3. 「アセスメントポリシー」について ホームページに公開

4. 「シラバス」・「シラバス・ガイドライン」について ホームページに公開

厳格な成績管理を実施するため、授業科目ごとに「シラバス」を作成し、学生に対して授業の方法及び内容、並びに授業計画を示している。達成目標と成績評価基準を定め、どのように成果を評価し単位を認定するか公表している。シラバスの作成にあたり、記載事項に必要な事項を定めた「シラバス・ガイドライン」を授業担当者に示している(ポータルサイトに公表)。

5. 成績評価、単位認定等に関する規則について ホームページに公開

成績評価・単位認定・学位認定については、学部、研究科の学則、履修規程及び学位規程等の定めに基づき実施している(「学生便覧」・「大学院要覧」に公開)。

1) 学則

第 8 条 科目の区分

第 9 条 授業科目

第 11 条 授業科目の単位数の基準

第 11 条第 2 項 授業の方法

第 11 条第 3 項 成績評価基準等の明示等

第 29 条 授業科目の履修及び単位修得の認定

第 30 条 学習の評価

第 31 条 他の大学又は短期大学における授業科目の履修等

第32条 入学前の既修得単位等の認定

第33条 卒業

第34条 学位

2) 学部履修規程：

履修規程は学部単位で学則第9条に基づき、各学部単位で開設する授業科目、単位数及び履修方法等について必要な事項を定めている。

第3条 授業科目の単位数及び必修・選択の別（教育学部第4条）

第5条 授業科目の履修（教育学部第6条）

第6条 履修登録単位数の上限（教育学部第7条）

第7条 海外・外部検定試験による単位認定（教育学部第8条）

第8条 単位の認定と学習の評価（教育学部第9条）

第9条 進級判定基準（教育学部第10条）

第10条 卒業要件（教育学部第13条、獣医学部第11条）

別表

3) 大学院学則

第8条の3 成績評価基準等の明示等

第10条 授業科目の単位の基準

第11条 研究指導

第12条 課程の修了要件

第13条 授業科目の単位の認定等

第13条第2項 他の大学院における授業科目の履修

第13条第3項 入学前の既修得単位の認定

第14条 学位論文の審査等

第15条 最終試験

第17条 学位の授与

4) 大学院 全研究科 履修規程

履修規程は研究科単位で大学院学則第9条に基づき、各研究科単位で開設する授業科目、単位数及び履修方法等について必要な事項を定めている。

第2条 授業科目の単位数及び必修・選択の別

第4条 授業科目の履修

第5条 単位の認定と学習の評価

第6条 修了要件

5) 学位規程

第4条 学位授与の要件

第6条 修士論文の提出

第10条 最終試験

第12条 審査結果の決定

第14条 博士論文の提出

第17条 最終評価試験

第21条 学位の授与

以上